

令和8年度から「乳児等のための支援給付」が創設されることに伴い、「**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針**（以下「**基本指針**」という。」が改正

【改正内容】

市町村の子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、

- ① **乳児等通園支援の量の見込み**と**提供体制の確保の内容及びその実施時期**
- ② **乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項**を位置づけること

⇒ **赤字部分**・・ **利用見込み** **青字部分**・・ **確保方策**を修正



変更① 利用見込みについて

19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【変更前】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み(人)	-	58	56	53	51
利用可能数(人)	-	58	56	53	51

【変更後】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	利用見込み(人)	-	3	6	6	5
	利用可能数(人)	-	3	6	6	5
1歳	利用見込み(人)	-	8	12	11	11
	利用可能数(人)	-	8	12	11	11
2歳	利用見込み(人)	-	7	10	10	10
	利用可能数(人)	-	7	10	10	10
合計	利用見込み(人)	-	18	28	27	26
	利用可能数(人)	-	18	28	27	26

※人数は1日当たりです。

- ・ 制度設計後の利用見込みを再算出
- ・ 歳児ごとに利用見込みと利用可能数を記載



変更② 確保方策について

【変更前】

【確保方策】

事業開始後の実施状況等を踏まえ、利用者ニーズを満たすことができるよう受皿の確保に努めていきます。

【変更後】

【確保方策】

令和8年度から、一時保育の保育室を有効活用し合同で実施することにより受入枠の確保に努めるとともに、民間園等の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。

また、乳児等通園支援事業は、満3歳未満までの利用であるため、満3歳児クラスの活用を促進するなど、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援しつつ、地域の教育・保育施設との連携を図ります。

